「通級による指導」について

~特別な配慮を必要とする児童生徒が適切な指導を受けることができるようにするために~

このリーフレットは、「通級による指導」について理解し、通常の学級に在籍する特別な配慮を必要とする児童生徒に対して、個々のニーズに応じた適切な指導及び必要な支援がなされ、自立と社会参加を図ることを目指すものです。

「通級による指導」とは

通常の学級に在籍する児童生徒が、各教科等の大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部の授業について、障がいなどに応じた特別の指導(**通級による指導**)を「通級指導教室」で受けるという指導の 形態です。

- ◆山形県における通級による指導
 - **〇言語**(言語障がいを対象)
 - **〇難聴**(聴覚障がいを対象)
 - OLD等

(LD、ADHD、自閉症、情緒障がいなどを対象) ※医学的な診断の有無のみによらず、総合的に指導の 必要性を判断する。

【通級による指導の対象】

- Ⅰ 言語障がい者 2 自閉症者 3 情緒障がい者
- 4 弱視者 5 難聴者 6 学習障がい者(LD)
- 7 注意欠陥多動性障がい者(ADHD)
- 8 その他の障がいがある者で、特別の教育課程による教育 を行うことが適当なもの(肢体不自由者、病弱者、身体虚弱 者のことを示す。)

令和7年5月1日

	言語障がい 合計 30校				LD 等* 合計 39校				難聴 合計 2校	
地区	村山	最上	置賜	庄内	村山	最上	置賜	庄内	村山	庄内
小学校	14	2	9	5	13	3	3	4		
中学校	0	0	0	0	4	- 1	- 1	3		
高等学校					1	ı	2	3		
特別支援学校										

どのような指導をするの?

「通級による指導」では「自立活動」に相当する指導を行います。

「自立活動」とは、個々の児童生徒が自立を目指し、障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善 克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培うことを目標にしています。 (特別支援学校学習指導要領解説 自立活動編 参照)

1 自立活動の内容(6区分27項目)

指導に当たっては、個々の児童生徒の学習上又は生活上の困難を踏まえ、必要となる項目を選定し、 具体的な目標や内容を決めます。

健康の保持	2 心理的な安定	3 人間関係の形成	4 環境の把握	5 身体の動き	6 コミュニケーション
(1)生活のリズムや生活習慣	(1)情緒の安定に関するこ	(1)他者とのかかわりの基礎	(1)保有する感覚の活用に関	(1)姿勢と運動・動作の基本	(1)コミュニケーションの基
の形成に関すること	٧.	に関すること。	すること。	的技能に関すること。	礎的能力に関すること。
(2)病気の状態の理解と生活	(2)状況の理解と変化への対	(2)他者の意図や感情の理解	(2)感覚や認知の特性につい	(2)姿勢保持と運動・動作の	(2)言語の受容と表出に関す
管理に関すること	応に関すること。	に関すること。	ての理解と対応に関するこ	補助的手段の活用に関するこ	ること。
(3)身体各部の状態の理解と	(3)障害による学習上又は生	(3)自己の理解と行動の調整	٧.	٧.	(3)言語の形成と活用に関す
養護に関すること	活上の困難を改善・克服する	に関すること。	(3)感覚の補助及び代行手段	(3)日常生活に必要な基本動	ること。
(4)障害の特性の理解と生活	意欲に関すること。	(4)集団の参加への基礎に関	の活用に関すること。	作に関すること。	(4)コミュニケーション手段
環境の調整に関すること。		すること。	(4)感覚を総合的に活用した	(4)身体の移動能力に関する	の選択と活用に関すること。
(5)健康状態の維持・改善に			周囲の状況についての把握と	こと。	(5)状況に応じたコミュニ
関すること。			状況に応じた行動に関するこ	(5)作業に必要な動作と円滑	ケーションに関すること。
			٧.	な遂行に関すること。	
			(5)認知や行動の手掛かりと		
			なる概念の形成に関するこ		
			۲.		

2 指導の具体例

一人一人の実態や特性を的確に把握して指導内容を検討し、個別の指導計画をもとに指導します。児童生徒の得意なこと等を生かし、自信をもって取り組め、さらに伸ばすような指導内容を取り上げ、自己理解・自己決定・自己肯定感を大切に、意欲を高める指導をします。

通級による指導 通常の学級での授業 児童生徒の願い 相談 連携 (通級担当) (担任·教科担当) 気持ちのコントロール ・自分の気持ちを理解し、表現・対応する学習 ・授業の流れの見通しを示す。 ができるようになりた ・ソーシャルスキルトレーニング等によるコミュニ ・本人の気持ちを丁寧に汲み取る支援。 ケーションスキルの獲得や向上 ・周囲の励ましや賞賛を受けながら、「でき イライラ・不安等 ・安心できる環境の整備 等 る」という思い、「できた」という成功体験を 【2心理的な安定・4環境の把握・ 積み重ねる指導・支援をする。 6コミュニケーション】 持ち物や予定を自分 ・発達段階に合わせた工夫を見つける。 ・課題の量が適切か、方法はどうかなど必要 で管理できるようにな 例) 連絡メモの活用 に応じて検討する。 りたい 一人一台端末等によるリマインダーの活用 ・本人・家庭・通級担当が連携を図り、成功体 音声メモやカメラの活用 等 験を積み重ねる指導・支援をする。 【4環境の把握】 読むまたは書くなどに ・認知の特性を理解し、個別最適な学びを見 ・通級担当との学習状況の共有 困難があり、自分に合 つける。 ・通級で見つけた学び方を活用した学習の った学び方を見つけ、 ・認知や機能の特性により、ビジョントレーニン 身に付けたい グ、運動機能の協応性、巧緻性の向上に向け ・ユニバーサルデザインの視点を取り入れた 指導の工夫 【2心理的な安定・4環境の把握】 ・「できる」という思い、「できた」という成功体 験を積み重ねる指導・支援をする。 ぼくは、1 いちごあじの 1 かきごおりを / たべまし た。/ でん (朝国 61.5%、中国 63.5%、本国 / 0.7%)。 日本の 7 割を超える高校生が「社会や政治問 分かち書きをして TCT機器の活用 ルビ振り、読み上げ、 読んでいる行を分かりやすく 読みやすくする工夫 する工夫 スリットを活用 読みの場所が分かる、音声入力等

- ○通常の学級担任・教科担当も、自立活動の指導について十分に理解し、連携して指導することが大切です。
- ○通常の学級の温かい風土を基盤にしてこそ、学級集団の中で児童生徒の活動が充実します。

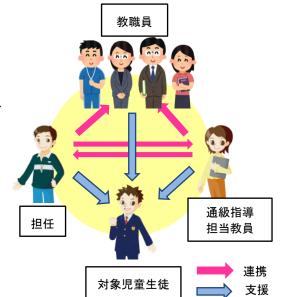
(多様な学び方を認め合う学級経営・ユニバーサルデザインの視点を取り入れた指導の工夫等)

必要があるときは、各教科の内容を取り入れながら学習を行いますが、「通級による指導」は、学習上又は生活上の困難を改善・克服するために、一人一人の状況に応じた学習を行うものであり、**各教科の学習の遅れを個別に補充する時間ではありません。**

全教職員が共有し、連携して指導する

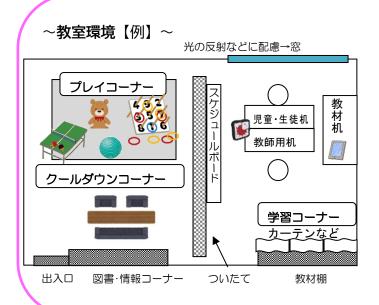
通級による指導の担当教員が、担任や教科担当等と、定期的な情報交換を行ったり、助言を行ったりするなどして、学校全体で 連携して支援します。

- 学習指導要領では、通級指導教室で学習する児童生徒に ついて、個別の教育支援計画・個別の指導計画を作成するこ とが示されています。
- 最終的には、全ての学習を通常の学級で行うことができる ように、各場面に応じた適切な支援を、校内で組織的に行うこ とが大切です。



教室環境や学習の配慮の例

障がいの特性や子どもの状況に応じて検討します。



- ○静かな環境(音に敏感なとき)の整備
 - 例)・机や椅子の脚にテニスボールをつける。
 - ・カーペットを敷く。
- ○目から入る刺激の調整
 - 例)・すりガラスやカーテン、パーテションを 準備する。
 - ・席の前方の掲示物をできるだけ少なく する。
- ○見通しが持てる学習提示の工夫
 - 例)・1時間の流れの分かるボードを提示する。
 - ・指導の形態によって場所を変える。
- ○子どもたちが来たくなるような環境整備
 - 例)・一人で学習できる教材・教具をたくさん 準備する。
 - ・頑張りが見える掲示物を準備する。

「通級による指導」により期待される効果

〈対象児童生徒の変化〉

- 通級による指導で学んだことを、通常の学級の学習でいかそうとする姿勢が見られた。
- 気持ちをコントロールできるようになってきた。
- 通常の学級で落ち着いて学習に参加したり、発表したりする意欲が見られるようになった。
- 友達との関わりが増えて、集団での生活がスムーズになってきた。
- 学校行事への参加の仕方を選択し、参加できる時間が増えた。 等

〈対象児童生徒の保護者の評価〉

- 表情が明るくなった。通級指導教室で話をたくさん聞いてもらって安心の場になったようだ。
- 得意なことにさらに自信を付けたことで、苦手なことにも挑戦するようになった。
- 勉強に対して前向きになった。褒められる場面が増えてやる気がでたようだ。
- 家族との会話が増えた。 等

「通級による指導」を開始するには

県内の「通級による指導」を開始するまでのモデルケースを紹介します。

- ① 通級による指導が必要な児童生徒がいた場合は、校内委員会で検討し、児童生徒、保護者の同意を得て、 校長が教育委員会に通知する。
- ② 教育委員会は、当該児童生徒が通級による指導を受けることが適当と認めたときは、校長に通知する。
- ③ 校長は当該児童生徒の**特別の教育課程**を編成し、教育委員会に届け出る。
- ④ 教育委員会は、当該児童生徒の保護者に対し、通級による指導を行う日時など必要な事項を通知する。



「障害に応じた通級による指 導の手引 解説とQ&A(改 訂第3版)」文科省



特別支援学校 学習指導要領解説 自立活動編



「初めて通級による 指導を担当する教 師のためのガイド」 文科省



お子さんのより よい就学にむけ てリーフレット 山形県

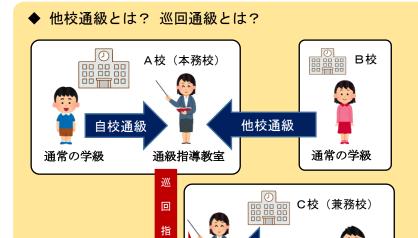
★ 発達障がいの理解や指導支援、教材教具については、発達障害教育推進センター(国立特別支援教育総合研究所ホームページ)も参考になります



多様な実施形態の活用による指導の場の充実に向けて

指導の形態には、「自校通級」「他校通級」「巡回通級」があります。

義務教育段階では、通級による指導を必要とする児童生徒に適切な指導を効果的に提供していくために、 自校に通級指導教室が設置されていない場合には、「他校通級」や「巡回通級」といった多様な実施形態の活用を進めていく必要があります。各学校の必要性を踏まえ、市町村教育委員会において、実施可能な運用形態 や具体的な設置先を検討していくことになります。



【他校通級とは】

・他の学校に設置されている通級指導教室に、週(月)に何単位時間か定期的 に通級して指導を受ける形態

【巡回通級とは】

- ・通級による指導の担当教員が、兼務 校に赴き、場合によっては複数の学 校を巡回して指導を行う形態
- ○担当教員が学校を訪問することから、 対象の児童生徒の学校環境を把握し やすく、対象の児童生徒の学級担任 や教科担当との連携や校内における 共通理解が図られやすい。

切れ目ない支援のために

「通級による指導」の対象となる子どもたちの自立と、社会参加に至るまで、 それぞれのライフステージで適切な指導・支援を行い、これを継続していく必要があります。 個別の教育支援計画と個別の指導計画の作成、活用などを通して、**効果的な支援など の情報を確実に引継ぎ**ましょう。

巡回通級

通級指導教室

自校で通級

通常の学級





山形県教育局特別支援教育課

令和7年4月

〒990-8570 山形県山形市松波二丁目8番1号 電話 023-630-2867 FAX 023-630-2774

※このリーフレットは、山形県のホームページに掲載されています。